

高槻南高等学校廃校と大阪府の減少期リストラ政策 私たちの廃校反対運動

大阪府立高槻南高校 28 期生・廃校取消訴訟原告団長

松尾 鷹志

・突然の統廃合発表と広範な反対世論の無視

1. 2001 年 8 月 30 日 統廃合案の発表・・・僅か 2 ヶ月半で 17 万筆近い反対署名関係者に事前の説明・意見聴取が一切ないままに案の発表
どこの学校にも通用するような統廃合理由
廃校とすべき理由のない学校に対する廃校決定（府教育改革プログラムにも反する決定） * 中退率・学業への不応
生徒・父母・教職員・高槻市民の強い抗議と反対、高槻市長や市当局の反対、府民的規模の大運動に発展～生徒会・PTA が前面に！
2001 年 1 月 16 日、一切の変更・修正なし、廃校決定～反対世論無視
当事者たる生徒に対する府教委による説明会開催の拒否（意見表明権の侵害）
学校関係者を無視した廃校案の決定、民主主義も常識もない世論無視の行政手法（府教委の内部文書で明らかに・・・）

2. 高南廃校の背景～府教育改革プログラムと府立高校 20 校削減

（大阪府の生徒減少期の教育条件政策 - 充実よりもリストラ）

特色づくり・再編整備計画の推進時期を平成 11 年度から平成 20 年度までの 10 年間に 3 期に区分し、20 校削減の全府立高校 135 校にしている。
この前提として、学級定員を現行の 40 名に固定し、計画進学率を 92.3%、公立私立の分担比率を 7:3、学校規模を普通科の単独校 1 学年 8 学級（320 名）特色ある学科等は、1 学年 6～7 学級（240～280 名）数字の操作で過剰学級を創出

・廃校決定後の私たちの闘い

- 「生徒 526 名による人権救済申し立て」から「59 名の生徒原告の提訴」へ
生徒（会）・・・大阪弁護士会への人権救済申立（生徒 527 名）と生徒の思い（芭蕉会結成） * 「生徒への説明会や地元の意見聴取をしていない」と認定（2002 年 10 月提訴、2004 年 3 月結論）
PTA 父母・教職員・市民・・・行政不服審査法に基づく異議申立（2001 年 1 月）（高南応援団結成） 高槻市議会での市議会決議（府教委への見直し要請）
府教委への公開質問状、府議会請願署名運動、集会
府教委文書情報公開請求と異議申し立て（府情報公開審査会が、府教委に再編整備関連文書の作成・保存・公開を勧告、03 年 11 月）
2003 年 3 月 28 日提訴・・・子どもの権利条約意見表明権を主張
廃校条例の成立（2002 年 12 月）を受け、59 名の生徒が、121 名の共同親権者の連署を得て、損害賠償と廃校取消を求めて大阪地裁に提訴、生徒会執行部や PTA 役員のほとんどが参加。3 回の大法廷公判（100 名）を含め 8 回の公判を生徒の制服で埋め尽くす。延べ 4 回の公判で生徒・OB が次々に意見陳述、府教委の決定の不当性を訴える。府教委の内部（秘密）文書入手し法廷に提出（別紙）
全ての証拠調べ終了後、裁判長を差し替えて、不当判決（国民の教育権と意見表明権の否定、提訴を不合法と門前払い、内部文書に基づく具体的な証拠を不認定、04 年 9 月 10 日）「生徒は黙っている」という青少年対策的な判決内容。

・成果と教訓

府教委のまやかしの教育改革と政治家との癒着談合を、内部文書を入手し、法廷で徹底的に追及、明らかにした。

生徒・父母、教職員、市民の大きな結束で、一大教育運動を作り上げ、今後の統廃合運動の発展の土台となった。

裁判を通じて、子どもの権利条約の各条項を活用して、再編統合の学校現場における生徒に対する権利侵害の実態を、学習権や意見表明権とかかわって、具体的、事実に即して明らかにし、権利条約の理念を発展させた。

判決を通じて、人権無視、国際基準無視のわが国における司法の限界を明らかにし、政府や司法当局のまやかしに、今後具体的な事実を持って国際批判を集中させる契機とすることができる。

情報公開審査会や大阪弁護士会などの『報告』や『要望書』で、府教委の間違った再編統合政策推進の手法に対する批判見解を獲得し、今後の、行政民主化と運動発展の基礎をつくった。

- ・高南ネット（「教育行政オンブズマン－高南ネット」）結成（04年10月24日）
 - 生徒（OB）、父母、教職員、市民が参加した民主的な教育行政実現を旨とし活動
 - 大阪府の生徒減少期の教育条件政策 - 「充実よりリストラを」政策にストップを。
 - 国連子ども権利委員会への訴えや大阪地裁判決の批判活動
 - 府教委行政文書の公開請求や跡地利用の監視と提案